

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	19 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの期間、平成 12 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで  
② 平成 12 年 1 月及び同年 2 月

「ねんきん特別便」により、申立期間①、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間及び申立期間②が未納とされていたため、社会保険事務所（当時）に記録の訂正を申し立てたが、同年 4 月から同年 6 月までの期間は納付事実が認められたものの、申立期間①及び②については認められないとの回答を受けた。両期間とも納付していると思うので未納とされていることに納得できない。

なお、申立期間②については、2 か月分として数万円程度を A 社会保険事務所（当時）に持って行って納付した記憶がある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 11 月に国民年金に任意加入した後、申立期間①及び②を除き、60 歳に到達するまでのすべての期間の国民年金保険料を納付している上、60 歳以後も任意加入して 65 歳までの国民年金保険料をすべて納付するなど、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①については、3 か月と短期間である上、当該期間に近接する昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料が、平成 21 年 10 月に未納から納付済みに記録訂正されるなど、行政側の記録管理の不備がうかがわれることから、申立期間①についても納付されていたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によれば、A 社会保険事務所が平成 12 年 3 月 21 日に申立人に対して第 1 号被保険者該当勧奨を行い、

同年5月10日に申立人の第3号被保険者非該当の処理を行っていることが確認でき、申立人は、この間にB市C区役所に種別変更の届出をしたものと推認されることから、60歳到達後も任意加入をして65歳までの国民年金保険料をすべて納付している申立人が、種別変更の手続を行ったにもかかわらず、60歳到達前2か月間の国民年金保険料を未納のままにするというのは考え難い上、種別変更手続の際に、2か月分として数万円程度をA社会保険事務所で納付したという申立内容にも不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成元年8月1日まで  
A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は昭和63年10月1日の定時決定により11万円となっているが、申立期間に係る給与支払明細書により、標準報酬月額15万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社においては、厚生年金保険料を給与から当月控除していることが確認できるところ、申立人が提出した昭和63年11月分の給与支払明細書から、標準報酬月額15万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、A社が提出した昭和63年10月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によれば、事業主は、申立人に係る同年5月から同年7月までの期間における報酬月額の平均額を15万1,833円と届け出ているにもかかわらず、同決定通知書の「決定後の標準報酬月額」欄には11万円と記載されていることが確認できる。

さらに、当該決定通知書に記載されている申立人を除く9人の厚生年金保険の被保険者については、いずれも、報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額が同決定通知書の「決定後の標準報酬月額」欄に記載され、当該月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は15万円の標準報酬月額に見合う報酬月額を届け出ていたが、社会保険事務所が誤った標準報酬月額の決定を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月10日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年5月10日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当時の採用辞令と給与支払明細書を保管しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成9年4月1日付けの採用辞令及び同年4月分の給与支払明細書から判断すると、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成9年4月分のA社に係る給与支払明細書から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録では申立期間における申立人の氏名は確認できず、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月21日

A社から申立期間に係る賞与が支払われ、標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことは間違いのないので、申立期間における標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年分源泉徴収簿及び決算役員賞与支給明細において、申立人は、事業主により19年6月21日に支給された賞与から厚生年金保険の標準賞与額の上限である150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月2日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月21日

A社から申立期間に係る賞与が支払われ、標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間における標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年分源泉徴収簿及び決算役員賞与支給明細において、申立人は、事業主により19年6月21日に支給された賞与から厚生年金保険の標準賞与額の上限である150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月2日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月21日

A社から申立期間に係る賞与が支払われ、標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことは間違いのないので、申立期間における標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年分源泉徴収簿及び決算役員賞与支給明細において、申立人は、事業主により19年6月21日に支給された賞与から厚生年金保険の標準賞与額の上限である150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月2日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月21日

A社から申立期間に係る賞与が支払われ、標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間における標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年分源泉徴収簿及び決算役員賞与支給明細において、申立人は、事業主により19年6月21日に支給された賞与から厚生年金保険の標準賞与額の上限である150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月2日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年9月30日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る報酬月額は53万円以上であったにもかかわらず、標準報酬月額の記録は実際に支給されていた報酬月額より低い額になっているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を実際に支給された報酬月額に見合うものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年9月30日）の後の平成7年11月1日付けで、5年12月から6年10月までは53万円を8万円に、同年11月から7年8月までは59万円を9万2,000円にそれぞれさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、申立事業所を管轄する年金事務所は、「申立事業所の関連資料は保存期限経過により、既に廃棄しているため、当該申立てに係る厚生年金保険料の納付状況及び遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理に至った経緯等について不明である。」と回答しているが、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、昭和62年1月17日から申立事業所の代表取締役であったものの、平成7年10月16日に退任していることが確認でき、さらに、申立人は、「平成7年6月ごろに一人自宅を出てからは自宅に戻っておらず、会社には入社せず、連絡も取っていない。」と供述している上、当時の複数の従業員は、「当時、A社では、給与が全額支払われないことがあるなど経営状況が悪くなり、申立人は失踪<sup>しつそう</sup>した。A社における社会保険等の事務処理は、申立人が失踪<sup>しつそう</sup>した後も、会社が事実上の倒産に追い

込まれるまで申立人の元妻が行っていた。」と供述していることから判断すると、申立人が自らの標準報酬月額<sup>せきぎゅう</sup>の遡及訂正処理に関与していたとは考え難く、上記の記録訂正が行われた平成7年11月1日には、既にA社の代表取締役を退任していることから、同社の業務を執行する責任を負う立場になかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年7月21日に、資格喪失日に係る記録を44年6月21日とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月21日から44年6月21日まで

昭和43年3月12日にA社に入社し、新規社員研修後、同年7月21日に同社C工場に配属されたが、配属されてから退職するまでの申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間も給与は支払われており、申立期間のうち、D厚生年金基金が設立された同年10月1日から44年6月21日までの期間について、同厚生年金基金の加入員記録もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、企業年金連合会が保管する「厚生年金基金加入員台帳」及び新規社員研修後、申立人と一緒にA社C工場に配属されたとする3人の同僚の供述から判断すると、申立人が昭和43年3月12日から44年6月20日までの期間にA社及び同社C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の「厚生年金基金加入員台帳」により、申立人は、申立期間のうち、D厚生年金基金が設立された昭和43年10月1日からA社C工場を退職した44年6月20日までの期間について同厚生年金基金に加入していることが確認できるところ、事業主は、当時の関連資料が残っていないため詳細は不明としながらも、厚生年金保険に加入させずに厚生年金基金のみに加入させるとい

うことは、通常考えられない旨の回答をしている。

さらに、A社及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、上記の3人の同僚については、いずれも申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、これらの同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得手続は、上記被保険者名簿の前後に記載されている被保険者の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び定時決定の記録から判断すると、いずれも申立人が既に申立事業所を退職した後である昭和44年7月1日から同年9月1日までの期間において、さかのぼって届出が行われたことが推認できる。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が保管する「厚生年金基金加入員台帳」の申立人に係る昭和43年10月1日から44年6月21日までの期間の報酬給与額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届を届け出ていないことが推認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年7月から44年5月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年9月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月17日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和48年4月に入社し、転勤はあったものの現在までの期間において継続して同社に在籍している。しかし、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する人事記録及び失業保険被保険者名簿などから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年9月17日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和48年10月の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は「納付していると思われる。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

申立期間は、A社C支社から同社D本部に転勤になった時期であるが、昭和 21 年に同社に入社して以来、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録カード及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和 46 年 6 月 1 日にA社C支社から同社D本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 46 年 4 月の記録から、10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付の履行については、事業主は当時の資料を保管しておらず不明であるとしているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和 46 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは

考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B鉱業所（現在は、C社B事業所）における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 10 月 7 日にA社B鉱業所に入社し、平成元年 9 月に同事業所を退職するまでの期間において技術業務担当として坑内業務に従事していた。厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間について、第1種被保険者とされているので、申立期間を厚生年金保険の第3種被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げる同僚で、A社B鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の第3種被保険者記録が確認できる二人（いずれも申立人と同じ坑内で技術業務を担当）は、「申立人は、申立期間において技術業務担当として坑内業務にも従事していた。」と供述し、上記被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の第3種被保険者記録が確認できる別の同僚二人（一人は採炭員、一人は運搬員）は、「申立人は、坑内で技術業務担当として業務に従事していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において申立事業所の坑内業務（技術業務担当）に従事していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた上記同僚二人のうちの一人名は、「私は、申立人と同じく坑内で技術業務担当として業務に従事していたが、申立人と同様に

上司の勧めで、昇格試験を受けるために、申立期間直前の約1年間において、厚生年金保険の種別は坑内員扱いのまま坑外で勤務していたことがある。種別を坑外員扱いに変えると、坑外員扱いの期間について、厚生年金保険の老齢年金を受給するために必要な被保険者期間が坑内員扱いの期間よりも長い期間必要になるなどの点で不利になるため、当時、坑内員で昇格試験を受ける者は全員、坑内員扱いのまま坑外勤務になることが通常であった。」と供述している上、前述の被保険者名簿によれば、当該同僚について、坑外で勤務したとする期間においても厚生年金保険の第3種被保険者記録が確認できる。

さらに、C社から提出された資料（「A社の厚生年金種別分類方法について」）によれば、掘進、採炭、坑内技術関係業務は坑内作業に分類されており、前述の同僚の供述などから判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の第3種被保険者として勤務していたものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所からは回答が無いものの、事業主から社会保険事務所（当時）に厚生年金保険第3種被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が行われていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年3月から同年9月までの第3種被保険者としての保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の第3種被保険者としての保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年4月は30万円及び同年5月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで

平成 11 年 3 月から A 社に勤務し、当時の給与は月額 30 万円であった。申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与月額より低い標準報酬月額で記録されているので、申立期間における標準報酬月額の記録を実際に支給されていた報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 15 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額については、A 社において翌月 10 日に支給される給与から厚生年金保険料の控除が行われていたところ、申立人が所持する、同年 4 月分及び同年 5 月分の同社に係る給与明細書及び同社が保管する申立人に係る同年 4 月分及び同年 5 月分の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、同年 4 月は 30 万円及び同年 5 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所（当時）の記録どおりの報酬月額

の届出及び厚生年金保険料の納付を行った。」と回答していることから、事業主は、給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 11 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、11 年 3 月分の保険料控除について確認できる関連資料が無いことから、これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成 11 年 4 月 1 日から 15 年 4 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、A 社が保管する 11 年 4 月分から 15 年 3 月分までの賃金台帳、及び申立人が所持する同年 6 月分から同年 8 月分までの給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額、又は下回る額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から29年1月10日まで

A社D支店から同社C支店に異動した時期の厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は「保管されている人事記録には、A社D支店から同社C支店への異動発令日として昭和28年8月17日との記載があるものの、実際の異動日を確認できる資料は無い。」と回答しているところ、同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は昭和28年9月からA社C支店に勤務した。」と供述しており、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和28年9月1日と記載されていることが確認できることから判断すると、同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における

昭和 29 年 1 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したかどうかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成19年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、同年4月を12万6,000円、同年5月から同年7月までを13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨:

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から同年8月1日まで

A社において、平成19年3月31日までの期間は嘱託としての雇用形態であったが、同年4月1日から同年7月31日までの4か月間は、雇用形態が臨時雇いに変更になり、同社に継続して勤務していた。申立期間における給与明細書では、厚生年金保険料が給与から控除されており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社に係る平成19年4月分から同年7月分までの期間の給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社が保管する申立人に係る記録から、申立人は、平成19年4月1日付けで雇用形態が嘱託から臨時雇いに変更したことに伴い、給与形態も月給制から時給制へ変更になっていることが確認できるものの、同年4月分から同年7月分の給与明細書から確認できる1か月間の平均勤務時間は約150時間であり、これは、申立事業所における常勤職員の4分の3以上の勤務時間であることが認められることなどから判断すると、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年8月1日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人及びB社が保管する平成19年4月分から同年7月分までの期間の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、同年4月を12万6,000円、同年5月から同年7月までを13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人に係る平成19年4月1日付けの厚生年金保険被保険者資格の喪失届が社会保険事務所（当時）へ提出されていることが確認できることから、事業主は、同年4月1日以降も当該資格を継続する必要があったにもかかわらず、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って、同年4月1日として届け出たことを認めていることから、オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月5日

平成16年7月5日にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の標準賞与額について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間における標準賞与額の記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成15年度分役員賞与支給明細（平成16年7月5日支給）及び支払い元帳により、申立人は、150万円（支給額350万円）の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月7日に、事業主が16年7月5日に支給した賞与の支払届の提出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を140万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月5日

平成16年7月5日にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の標準賞与額について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間における標準賞与額の記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成15年度分役員賞与支給明細（平成16年7月5日支給）及び支払い元帳により、申立人は、140万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月7日に、事業主が16年7月5日に支給した賞与の支払届の提出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を140万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月5日

平成16年7月5日にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の標準賞与額について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間における標準賞与額の記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成15年度分役員賞与支給明細（平成16年7月5日支給）及び支払い元帳により、申立人は、140万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月7日に、事業主が16年7月5日に支給した賞与の支払届の提出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡国民年金 事案 2054 (事案 1324 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から51年9月まで

申立期間中は、A区に在住し、勤務先の経営者から店を譲り受けて経営していた。国民年金保険料を国庫借入金返済分及び国民健康保険料と併せて、毎月末に郵便局で欠かさず納付しているため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、年金記録の訂正は認められないとの通知を受け取った。

今回、知人の子が私の保険料納付に関する事実を供述してくれるはずであるので、再度調査して、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年10月12日にA区において払い出されていることが確認でき、当該時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、36年4月から39年12月までの期間については特例納付を行っているが、当該期間についての保険料額は、申立人が納付したと記憶している金額と一致しているとともに、申立期間については申立人自身も特例納付により納付したとは申し立てておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないこと、iii) 申立人は、昭和53年度分の保険料を55年7月に一括で過年度納付していることが確認でき、「店を運営するようになってからは、保険料は毎月定期的に納付していた。」との申立人の主張には不自然な点が見受けられることなどとして、既に当委員会の決定に基づき

平成 21 年 6 月 12 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料の納付について供述してくれる知人の子がいるので、その供述を確認し年金記録を訂正してほしいと申し立てているが、その知人の子に照会したところ、「申立人とは郵便局で何度か会った記憶があり、その時に国民年金保険料を納付していたと思う。」との供述のみで、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な情報を得ることはできず、また、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年12月まで

申立期間は、A市に居住し、国民年金保険料を銀行で納付していた。当時、私は、スーパーマーケットに勤めていたが、会社が私の給料から厚生年金保険料を控除していることが分かり、厚生年金保険と国民年金に重複して加入していることに気付いたので、スーパーマーケットを退職した。

申立期間について、厚生年金保険と国民年金に重複して加入し、保険料を二重に納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足準備期間の昭和36年1月に払い出され、申立人は、国民年金保険料の納付を開始する同年4月以前の同年2月3日に国民年金被保険者資格を喪失しているため、その後、申立人が国民年金に加入するには、国民年金への再加入手続が必要となるところ、申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は、50年12月22日に国民年金への再加入手続を行い、その時点で、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の同年1月までさかのぼって国民年金強制加入被保険者資格を再取得したことが確認できることから、申立期間の大半は国民年金の未加入期間となるため、申立人に国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、当初の国民年金手帳記号番号が払い出された36年1月以降に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金被保険者名簿により、申立人が国民年金への再加入の手続を行った昭和50年12月22日の3日後の12月25日に同年1月から同年3月

までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この記録は、申立人が所持する国民年金保険料領収証書の記載内容と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から平成元年 2 月まで

私は、昭和 58 年 6 月に、A 社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失したので、B 市 C 区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、定期的に同区役所の窓口で納付していた。

現在、領収書の控えは持っていないが、国民年金保険料を納めに行ったことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が当初勤務した D 社の厚生年金保険被保険者記号番号が当てられており、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月時点で、国民年金手帳記号番号が統合された事跡は見当たらないこと、及びそれ以前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の国民年金への加入手続は、E 社退職直後の 22 年 1 月に行われたものと推認され、申立期間については、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の国民年金保険料額に関する記憶が定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、国民年金制度が開始された時期から、母と一緒に国民年金保険料を納付していた。当時は毎月 A 市役所の係の人が集金に来ており、その際、国民年金は満額をもらえると**おぼ**言われたことを憶えている。

昭和 47 年以前の年金手帳を持っていたのに、いつの間にか紛失してしまい、今、手元にはない。当時同居していた母の納付記録はあるのに、私の納付記録が無いことに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 10 月に A 市において夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同市の国民年金被保険者名簿の手帳交付状況欄には、「48 年 10 月 12 日新」と記載されていることから、申立人が初めて国民年金に加入した時期は上記記載日と考えられ、この時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、A 市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 48 年 12 月に、申立期間直後の 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されているところ、この過年度納付により、申立人は、60 歳到達まで保険料を納付した場合、納付月数が 304 月となり、国民年金の受給資格を取得することから、申立人は、国民年金を受給するために必要な期間のみを納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、町内会長から国民年金制度への加入を勧められて、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入した。初めころは、私が一人につき月 100 円余の国民年金保険料を夫婦二人分、集金により納付していたが、同年 10 月ごろから病気を患い寝込んだため、妻が長女をおんぶして A 市役所の B 出張所に納めに行っていた。

生活は厳しかったが、生活保護も受けずに、頑張って国民年金保険料だけは滞納することなく納付していた。

「ねんきん特別便」が来て、申立期間の 1 年分の保険料が未納になっていることに驚いた。年金が裁定されたので、年金手帳は処分したが、申立期間の保険料は納付しており、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 4 月に夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となり、町内会等の納付組織や A 市の出先機関である B 出張所では、納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、特殊台帳及びオンライン記録では、申立人と一緒に納付していたとする申立人の妻も申立人と同様に申立期間の国民年金保険料が未納とされているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、町内会長から国民年金制度への加入を勧められて、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入した。初めころは、夫が一人につき月 100 円余の国民年金保険料を夫婦二人分、集金により納付していたが、同年 10 月ごろから、夫が病気を患い寝込んだため、その後は、私が長女をおんぶして A 市役所の B 出張所に納めに行っていた。

生活は厳しかったが、生活保護も受けずに、頑張って国民年金保険料だけは滞納することなく納付していた。

「ねんきん特別便」が来て、1 年分の保険料が未納になっていることに驚いた。年金が裁定されたので、年金手帳は処分したが、申立期間の保険料は納付しており、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 4 月に夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となり、町内会等の納付組織や A 市の出先機関である B 出張所では、納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、特殊台帳及びオンライン記録では、申立人と一緒に納付していたとする申立人の夫も申立人と同様に申立期間の国民年金保険料が未納とされているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 2060

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月

私は、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。平成 21 年春ごろに、C社会保険事務所（当時）で相談した時に、本来は昭和 52 年 7 月 31 日とすべき国民年金被保険者の資格取得日が同年 8 月 1 日になっていたため、同年 7 月が国民年金の未加入期間となっていることに気付いた。

申立期間は、国民年金に未加入のため国民年金保険料の納付書が届かなかったことによって、保険料を納付することができなかったものであり、これは加入手続を行ったA市B区役所の誤りであるから国民年金保険料を納付していたものとして記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間直前となる厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人が会社を退職した翌日の昭和 52 年 7 月 31 日とされているところ、同記録、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳では、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、同年 8 月 1 日とされていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は申立期間については、A市の事務処理の誤りにより生じた未加入期間であるとしているが、A市では、申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行う場合、申請人から申請された会社退職日をもとに国民年金の資格取得日を決定していたとしているところ、申立人が昭和 52 年 7 月 30 日を会社退職日として申請していたことをうかがわせる事跡は見当たらないこと、及び申立期間当時、申立人の会社退職日についての記憶は定かで

はなかったと推認されることから、同年7月末を会社退職日と認識し、同年8月1日を国民年金被保険者資格の取得日としたA市の事務処理が不適切であったとまでは言い難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月から 43 年 3 月まで  
② 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

申立期間①については、直前の昭和 39 年 4 月から 41 年 6 月までの期間が納付済みとされているので、隣組の組長が自宅に国民年金保険料の集金に来ており、申立期間①の保険料を納付しないということは考えられない。

また、申立期間②については、昭和 43 年度から引き続き国民年金の免除申請の手続をしていた。

両期間中に引っ越しはしておらず、確実に保険料を納付し、免除申請の手続も行っていたので、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の国民年金保険料をすべて納付組合に納めていたとしているが、当該期間直後となる昭和 43 年度の申請免除について、A 市役所からの強い勧めによって免除申請の手続を行ったとしており、申請免除前の期間に国民年金保険料の継続的な納付がなされていなかったものと推認されることから、当該期間の国民年金保険料をすべて納付組合に納めていたとする申立人の供述内容には不自然さがみられる。

また、オンライン記録、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれも未納とされており、オンライン記録では、申立人の夫も申立人と同様に当該期間が未納とされていることが確認できる。

さらに、申立期間②については、昭和 43 年度から引き続き免除申請をしていたとしているが、申請免除は毎年度行う必要があるが、当該期間の免除手続についての申立人の記憶は定かではない上、オンライン記録、特殊台帳及びA

市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても申請免除された形跡は見当たらず、オンライン記録では、申立人の夫も申立人と同様に当該期間が未納とされていることが確認できる。

加えて、申立期間①の国民年金保険料が納付されていたこと及び申立期間②の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（申請免除承認通知書、日記等）が無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料が納付されていたこと、及び申立期間②の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 2062 (事案 1699 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 60 年 3 月まで

国民年金は、将来、大事なものだと常々考えており、国民年金保険料は必ず納付していた。申立期間当時についても、集金人に納付していた記憶がある。

このため、年金記録確認第三者委員会に納付記録の訂正を求めたところ、国民年金保険料を納付した証拠が無いなどの理由で、年金記録の訂正が認められなかった。

今回、申立期間当時の家計簿が見付かり、この家計簿に国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付した金額を記帳していたと思われるので、再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和 59 年 11 月に職権によりその妻と連番で払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立人の妻についても、申立期間の国民年金保険料は未納とされていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 18 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料を納付していたことを示す新たな資料として、申立期間の一部を含む、昭和 50 年 9 月 20 日から 53 年 5 月 4 日までの期間、同年 7 月 25 日から同年 8 月 5 日までの期間及び 59 年 10 月 25 日の支払金額を記帳した家計簿を提出しているところ、当該家計簿には、年によってそれ

ぞれ異なる項目名の「国民健康保険」、「国民健康」、「国民保険」又は「国保」と、支払金額が記帳されており、国民健康保険料の納付を示すとみられる項目は確認できるものの、国民年金保険料を納付したことを示す項目の記載は見当たらない上、当該家計簿の当該項目に記載された金額は、当時の国民年金保険料額と大きく相違する。

また、申立人は、「A市B区役所から集金人が来て、その集金人に国民健康保険料及び国民年金保険料を納付したと思う。」と供述しているところ、A市は、「国民健康保険料と国民年金保険料の徴収員は、保険料別にそれぞれ雇用しており、両保険料を同一の徴収員と一緒に徴収することは無かった。」と回答していることから、当該項目に記載された金額に、国民年金保険料が含まれているとも考え難い上、申立期間は8年7か月と長期間であり、この長期に及ぶ保険料納付事務の処理を行政機関がすべて誤ることも考え難い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月及び平成 3 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月  
② 平成 3 年 1 月

平成 3 年 2 月ごろ長女を乳母車に乗せ、A 市 B 区役所の担当窓口において私自身と妻の国民年金の加入手続を行った。

納付方法についての記憶は無いが、年金の受給資格を失わないようにしないといけないことは知っていたので、国民年金に加入したはずであり、また、私の妻の平成 3 年 1 月の国民年金保険料は納付となっているので、申立期間の国民年金保険料も一緒に納付したはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間とされ、保険料の納付が記録されていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 3 年 2 月ごろ A 市 B 区役所において夫婦同時に国民年金の加入手続を行った旨を申し立てているところ、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、市区町村別年金手帳記号番号払出整理簿によれば、申立期間後の 4 年 1 月 17 日に払い出されており、しかも、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。

また、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入手続、保険料納付に係る申立人の記憶は明確でなく、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から同年8月までの期間及び同年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月から同年8月まで  
② 平成元年9月から同年11月まで

平成3年2月ごろ長女を乳母車に乗せ、A市B区役所の担当窓口において私自身と夫の国民年金の加入手続を行った。年金の受給資格を失わないようにしないといけないことは知っていたので、婚姻前である申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付書で納付したはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間及び保険料の未納期間とされ、保険料の納付が記録されていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年2月ごろA市B区役所において夫婦同時に国民年金の加入手続を行った旨を申し立てているところ、申立人の夫の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、また、申立人の国民年金手帳記号番号は、市区町村別年金手帳記号番号払出整理簿により、申立期間後の4年1月17日に払い出されていることが確認できるものの、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は、平成4年2月26日に初めて国民年金の加入手続をし、国民年金第1号被保険者資格を元年9月1日にさかのぼって取得するとともに、同年12月10日から3年1月26日までの期間及び同年2月1日以降の期間は国民年金第3号被保険者期間とされたことから、同年1月分の保険料を過年度納付しているものの、申立期間①については、国民年金の未加入期間であり、申立期間②については、時効により、国民年金保険料を納付することができなかったも

のと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 1 日から 54 年 7 月 31 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答であった。

私は、昭和 53 年春ごろにA社B店に正社員として入社し、販売業務に従事していた。また、同年 10 月ごろに同社C店の新規開店に伴い同店に異動し、54 年 7 月末までの期間において勤務していた記憶がある。

給与明細書等の資料は所持していないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B店及び同社C店は、適用事業所名簿において、両事業所の名称及び類似事業所の名称で確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、両事業所の法人登記簿の記録も確認できない。

また、申立人がA社B店に勤務していたと記憶する同僚3人に照会しても供述を得ることができない上、申立人はA社C店における同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、現在、申立事業所と同じ名称の「A社」チェーンを統括しているD社に照会したところ、同社では、「当社は、創業以来、E県を除いてF方面に出店したことがない。」と回答していることから、申立内容を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 2456

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 28 日から 49 年 6 月 25 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間は、A市に所在したB社（現在は、C社）が経営するD社にパートとして勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B社が経営するD社にパートとして勤務していたと申し立てているところ、C社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等を保管していないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、C社の事務担当者は、「以前は、社会保険の加入要件を満たすパート従業員についても、社会保険に加入していない従業員が存在した。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、申立人が同じ部署でパートとして勤務していたとする二人の同僚について、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では、従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立事業所が加入しているE健康保険組合における健康保険の被保険者記録も確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から44年4月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

私は、昭和37年10月にA社B支社に入社し、同社B支社C営業所で販売員として44年3月末までの期間において勤務した。申立期間に同社が発行した表彰状を所持しており、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が発行した昭和42年9月15日及び43年2月16日発行の表彰状、並びに同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、同社B支社C営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間と同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「販売員は内勤の従業員と給与体系が異なるため、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している一方、同社営業担当部は、「当社の営業職はその職種が多岐に分かれており、販売員は、委託販売契約に基づく独立した個人事業主と同じ雇用形態で外交員として報酬が支払われており、社会保険には加入させていなかった。ただし、当時の記録等では確認できないものの、昭和30年代後半に、一部の支社では労働組合の要求により、販売員も社会保険に加入させたことがあり、その後、出来高による販売手数料の支払額が増加し保険料控除額が高騰したため、販売員の方から社会保険に加入しない旨を希望した経緯があると聞いている。」と回答しているところ、上記被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和37年10月1日）

及び喪失日（昭和 39 年 4 月 1 日）の記録は、上記複数の同僚のうちの販売員であったとされる同僚 3 人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録とほぼ一致していることが確認できる。

また、A 社では、「申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録及び人事記録は確認できず、当時の関連資料は保存していない。」と回答している上、適用事業所名簿によれば、同社 B 支社は昭和 60 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から5年9月30日まで  
② 平成10年11月1日から12年6月30日まで

A社に勤務していた申立期間①、及びB社（後に、C社に名称変更し、現在は、D社）に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。両事業所における同僚等の名前を記憶しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険の被保険者記録がオンライン記録により確認できること、及び当該同僚らの供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、オンライン記録によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「申立人が営業担当として勤務していた記憶はあるが、当時の関連資料は無く、申立内容を確認できない。申立期間①当時、入社時に厚生年金保険の加入手続を行うこととしていたが、厚生年金保険料の控除を希望しない者については、加入手続を行っていなかったと記憶している。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立期間①当時、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人から聴取したところ、うち3人は、「申立人に係る記憶はある。当時、入社時に厚生年金保険の加

入手続を行っていたが、厚生年金保険料の控除を希望しない者がいたと記憶している。」、残り一人は、「申立人に係る記憶はあるが、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について、厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間②のうち、平成10年11月1日から12年2月15日までの期間において、B社に勤務し、同年3月31日から同年5月31日までの期間及び同年6月2日から同年6月30日までの期間については、申立事業所とは別の事業所において勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、申立事業所は平成12年4月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社が提出した申立人に係る平成10年11月及び同年12月並びに11年4月から12年2月までの期間における賃金台帳では、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同社は、「平成12年4月25日から同年7月1日までの期間において、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を確認したところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届は確認できない。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した平成12年4月25日後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚二人は、いずれも、「申立人に係る記憶があるが、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった平成12年4月25日である。それ以前の期間についても勤務していたが、厚生年金保険料の控除は行われていなかった。」と供述している。

3 申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 2459（事案 1121 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月から 35 年 12 月まで

申立期間を含む昭和 33 年 7 月から 36 年 10 月までの期間に係る A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

今回、新たな関連資料等を見つけることはできなかったが、申立事業所において勤務していたことは事実であり、申立期間を昭和 34 年 8 月から 35 年 12 月までの期間に変更して再度申立てを行うので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、申立人が A 社に勤務していたことを推認することができるものの、i) 当時の事業主は当時の関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できないと回答していること、ii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、iii) 厚生年金保険の加入状況に係る同僚の供述を得ることができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 15 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立事業所に現場業務担当として勤務し、間違いなく厚生年金保険に加入していたと主張し、申立期間を変更して再度申立てを行っているものの、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人に新たに聴取したところ、いずれも、「私の場合、入社と同時に厚生年金保険には加入してお

らず、一定期間を経過した後に給与から厚生年金保険料が控除され、厚生年金保険に加入している。」と供述しており、申立人の主張を確認できる供述を得ることができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 2460

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年ごろから 39 年ごろまで

昭和 35 年ごろにA市役所にB社（現在は、C社）を紹介され、労働争議関連の業務に従事していた。入社後 1 か月を過ぎて解雇されたものの、勤務期間中に腰骨を骨折していたため、労災補償により 3 年間入院し、入院中にも申立事業所から給与が支給されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 3 人は、いずれも、申立人に係る記憶は無いと供述していることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、C社では、「申立人は、当社の正社員としての記録が確認できない。当時の労災関係資料も保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、前述の同僚 3 人は、それぞれ、「労働争議と申立事業所との関係や、当時の厚生年金保険の加入状況についても分からない。私の場合、入社から一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入しており、入社時は正社員ではなかったと思っている。」、「当時、申立事業所はD社に労働者を送り込んでおり、日雇労働者もいたことを記憶しているが、労働争議関連の業務についての記憶は無く、厚生年金保険の加入状況については分からない。」、「当時、申立事業所が労働争議関連業務を担当していた記憶は無く、厚生年金保険の加入状況についても分からない。」と供述している上、前述の被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録も確認できな

いことから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 10 月 16 日から 38 年 7 月 1 日までの期間において生活保護費を受給していることが確認できる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 29 日から 38 年 6 月 30 日まで  
② 昭和 38 年 10 月 26 日から 40 年 8 月 8 日まで

A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）に勤務した期間について、脱退手当金を受給した記録になっているが、社会保険事務所（当時）からの回答があるまで、脱退手当金の制度があることを知らなかった。脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる上、オンライン記録の申立期間に係る脱退手当金の支給額の計算には誤りが無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間が同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の昭和44年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を再取得した際には、新たな被保険者記号番号が払い出されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで  
申立期間当時は、A社が経営する店において、業務に従事していた。

その後、同店の経営主体がA社からB社に変更になったが、B社から、業務内容及び給与等の待遇も従前どおりのままで、今の店で勤務してほしいと言われたので、引き続きB社に勤務した。

経営主体が変更になった際の社会保険の手続に関しては、A社がすべて行うとのことであったが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

当時の給与明細書を添付するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社からB社に同一の条件で引き続き勤務していたと主張しているところ、申立人から提出のあったA社の給与明細書から判断すると、申立人が昭和44年10月において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が所持する昭和43年11月分から44年10月分までの期間のA社の給与明細書により、43年10月分から44年9月分までの厚生年金保険料が控除されていることは確認できるものの、同年10月分の厚生年金保険料の控除は確認できず、A社に係るオンライン記録上の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡の取れた同僚は、「給与は20日締めで計算され、当月25日に支給された。保険料は翌月控除であったと記憶している。」と供述していることなどから判断すると、申立期間の厚生年金保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立

人と同様にA社において昭和44年10月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、B社において同年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚が12人確認できる。

さらに、上記のA社に係る被保険者名簿において、昭和40年10月から50年4月までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した99人のうち、月末付けで被保険者資格を喪失している者が51人で、1日付けで被保険者資格を喪失している者は12人に過ぎず、そのほとんどの者(9人)は40年及び41年に喪失していることが確認できる。

加えて、申立人と同様にA社からB社に異動した同僚のうち唯一連絡が取れた同僚は、保険料の控除について記憶しておらず、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は、平成9年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっており、事業所記号番号索引簿においても、申立期間当時、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録により、申立期間以降の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、「私は、申立期間当時は勤務していなかったものの、申立期間当時から申立事業所を経営していた事業主からは『厚生年金保険に加入させていない。』と言われた。」、「平成4年4月から申立事業所に勤務したが、事業主は、従業員をB国民健康保険組合に加入させていた。年金については、従業員に『国民年金に加入するように。』と言っていた。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該事業主及び当該複数の従業員について、同社において勤務していたとされる期間のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当する平成9年3月1日までの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立事業所では、「平成19年1月に現在の事業主が申立期間当時の事業主から会社を承継したが、当時の関連資料を引き継いでいないため、申

立内容を確認できない。」と回答している上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人が名前を挙げる同僚は、連絡先が確認できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで  
昭和 48 年 9 月末までの期間において A 社（現在は、B 社）に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当時の事務担当者が、私の退職した日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日と間違っ  
て手続をして、社会保険事務所（当時）に届け出た可能性がある  
ので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 9 月末までの期間において A 社に勤務していたと申し立てているものの、B 社が保管する申立人に係る人事記録には、「48. 9. 29 自己都合退職」と記載されていることが確認できる上、同社が保管する「厚生年金保険被保険者資格喪失届」及び「C 厚生年金基金加入員台帳」によれば、申立人は、昭和 48 年 9 月 30 日に厚生年金保険被保険者及び厚生年金基金加入員の資格を喪失していることが確認でき、これらの記録は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、A 社は、「申立人は昭和 48 年 9 月 29 日に当社を退職しており、厚生年金保険料は、同年 8 月分までしか控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月23日から同年12月1日まで  
平成5年8月23日からA協同組合に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成5年9月分から同年12月分までの給料支払明細書並びにA協同組合が保管している同年9月分から同年12月分までの職員給料支給明細表、労働者名簿及び同年8月23日付けの辞令書から判断すると、申立人が申立期間に申立事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立事業所においては翌月控除方式により給与から厚生年金保険料の控除が行われていることが推認される所、平成6年1月分の給料支払明細書及び職員給料支給明細表において5年12月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、同年9月分から同年12月分までの給料支払明細書及び職員給料支給明細表には、厚生年金保険料の控除の記載は無く、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、申立事業所の申立期間当時の就業規則によれば、「採用の日から3か月間を試用期間とする。」と定められており、申立事業所が保管する前述の申立人に係る辞令書において、試用期間を示唆する「3か月間臨時嘱託員として雇用する」との記載が確認できる所、申立人は、「申立期間については、試用期間との理由で、自分は厚生年金保険等に加入していなかったため、事業所に対して申し入れをして、申立期間後に厚生年金保険に加入した。」と供述している上、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の被保険者資格の取得

日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同日の平成5年12月1日であることが確認できることから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、従業員について、入社から一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月26日から27年1月16日まで  
② 昭和27年6月1日から33年2月5日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A社B鉱業所(申立期間①)及びC社(申立期間②)に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、当時、脱退手当金制度について承知しておらず、同手当金を受給した<sup>おぼ</sup>憶えは無い。申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人に対して脱退手当金が支給されたことを示す「脱」、「脱退手当金支給済」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、C社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和33年4月1日に支給決定されるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の被保険者名簿に記載されている脱退手当金の受給資格を有する女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である、昭和33年2月5日の前後3年以内に資格喪失した申立人を除く者9人から、死亡により資格喪失した者、及び老齢年金受給資格を有する者を除いた7人について支給記録を確認したところ、5人に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失日の6か月以内に支給決定がなされている上、そのうち、連絡の取れた一人からは、「退職時にC社から脱退手当金制度に関する説明を受けた。同社では脱退手当金の代理請求の手続を行っていた。」との供述が得られていることのほか、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主に

よる代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 2467 (事案 1547 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の一部について、年金記録確認第三者委員会に対して厚生年金保険の被保険者記録の訂正を申し立てていたが、認められなかった。再申立てに当たり、申立期間の始期を平成 9 年 7 月 1 日に訂正し、入社時に、当時の社長が私の社会保険の加入等を約した手書きの誓約書を作成してくれたことを思い出したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、平成 9 年 8 月 1 日からのA社における勤務実態は確認できるものの、申立期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、同社が適用事業所に該当することとなった同年 11 月 1 日と同日に、申立人、事業主及び申立人が名前を挙げた同僚など 10 人が、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、被保険者資格の取得日がさかのぼって訂正されているなどの社会保険事務所（当時）における不自然な処理は確認できない上、同僚及び事業主から聴取しても、申立人の同年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき 21 年 11 月 11 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社への入社時に、当時の社長が私の社会保険の加入等を約した手書きの誓約書を作成してくれたことを新たに思い出した。」と主張しているが、事業主から当時の事情を再度聴取することができない。

また、申立人は、再申立てに当たり、申立期間の始期を当初申立てにおけ

る平成9年8月1日から1か月早い同年7月1日に変更し、その理由として、資料が無く明確ではないものの、自身ではA社への入社は同日であったと記憶していると主張しているが、雇用保険の被保険者記録では、申立人が申立期間の直前に勤務した事業所における離職日が同年7月15日であり、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は離職日の翌日である同年7月16日と記録されていることが確認でき、両記録は、申立人が同年7月下旬にA社に入社したとする当初の申立内容と符合する。

さらに、申立人はA社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった平成9年11月1日について、社会保険事務所がオンライン入力時に誤って記録した可能性がある旨主張しているが、適用事業所名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった日付は同日である旨記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで  
(A社)  
② 昭和 56 年 9 月 2 日から 57 年 11 月 1 日まで  
(A社)  
③ 昭和 58 年 5 月 29 日から 59 年 2 月 2 日まで  
(B社)

申立期間について厚生年金保険の被保険者記録の確認ができない。申立期間において各事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間③に係る事業所であるB社が提出した社員名簿（労働者名簿）の履歴欄に「昭和 55 年 6 月 A社入社」との記載が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、少なくとも申立期間①において、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人（事業主の弟を含む。）から聴取しても、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られない。

また、前述の被保険者原票では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 56 年 4 月 1 日と記録されており、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、申立人及び上記の同僚のうちの一人は「試用期間があったかもしれない。」と供述していること

から判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社は、法人登記の記録において既に解散していることが確認でき、当時の事業主は行方不明である上、当該事業主の弟は、申立期間①当時の資料は一切残されていない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、前述の被保険者原票では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 56 年 9 月 2 日と記録されているとともに、申立期間②の始期直後である同年 9 月 4 日に健康保険被保険者証が回収されたことを示す「被証回収 56. 9. 4」のスタンプ印が確認できる上、申立期間③に係る事業所であるB社が提出した社員名簿（労働者名簿）には、雇入の欄に「56 年 9 月 1 日」との記載が確認できることなどから判断すると、申立人が、申立期間②においてA社に勤務していたとは考え難い。

また、申立人が「私は室内設備等に関する部門には携わっていない。私が退職するまでの期間において当時の事業主は在籍しており、夏のボーナスを支給されてから退職した。その直後、会社が潰れ、事業主の弟が室内設備等部門だけで事業を継続していると噂で聞いた。」と供述しているところ、当時の事業主の弟も、「当社の不動産部門の失敗により、当時の事業主が行方不明となり、当該事業主について、昭和 56 年 12 月 1 日付けで健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出した。残った借金は私が清算し、それを機に 57 年 2 月 20 日に私が当社の代表となり、同年 3 月 27 日に事業内容を室内設備等関係のみに変更して、法人名称及び所在地を変更した。申立人について記憶はあるが、申立人は室内設備等に関する部門に携わっていなかったため、56 年代の期間における在籍だと思う。57 年には在籍していなかった。」と供述している。

さらに、A社は、法人登記の記録において既に解散しており、当時の事業主は行方不明である上、当該事業主の弟は、申立期間②当時の資料は一切残されていない旨回答している。

このほか、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合する平成 2 年 11 月 13 日から 3 年 12 月 30 日までの期間しか確認できず、申立期間③における雇用保険の被保険者記録の確認はできない。

また、B社における法人設立時から現在に至るまでの期間における事業主、

及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人から、申立人については「勤務期間に係る記憶は無いが、一度退社し、その後再度入社しており、B社には2回勤務している。」との供述が得られているところ、同社が保管している社員名簿（労働者名簿）の雇入の欄には、申立期間③前の日付である「56年9月1日」との記載が確認でき、昭和56年9月1日から申立期間③の始期である58年5月29日までの期間において、同社とは別の複数の事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、同社に係るオンライン記録から、申立人は平成2年11月13日から3年12月31日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できることなどから判断すると、申立人が、申立期間③において同社に勤務していたとは考え難い。

さらに、前述の社員名簿（労働者名簿）において、申立人は、昭和56年9月1日にB社に雇入れされたことは推認できるものの、前述の事業主等の供述では申立人の勤務期間を特定することができない。

加えて、前述の同僚一人を含む、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、同社において厚生年金保険に加入させてもらえない試用期間があったと供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、昭和56年9月1日から59年2月2日までの期間において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

このほか、申立期間③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで

勤務していたA社が倒産したため、承継事業所であったB社（現在は、C社）で継続して勤務したにもかかわらず、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無く、B社については、実際に勤務していた期間より短い期間における厚生年金保険の被保険者記録しか確認できなかった。

申立期間において、A社又はB社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での業務内容、及び入社後同社が倒産し、B社に業務が引き継がれるまでの経緯を詳細に記憶しており、また、申立人が卒業したD専門学校（現在は、E専門学校）は、申立人が昭和 52 年 3 月に卒業した後の進路はA社であると回答している上、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述などから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社又はB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「D専門学校での約1年間の在籍中に仮卒業が認められ、昭和50年10月ごろからA社で勤務していた。」旨申し立てしているところ、E専門学校は、「申立人は、昭和51年4月に入学し、52年3月に当校を卒業した。」と回答していることから判断すると、申立期間のうち、昭和50年10月1日から51年4月までの期間について、申立人がA社又はB社に勤務していたとは考え難い。

また、E専門学校は、申立人が主張する仮卒業制度について、「仮卒業制度は、会社側から早く入社してほしいという要請があった場合に研修生として

勤務するという形式の、いわゆる研修制度であった。研修生は、当該事業所で正社員と同じように勤務するが、当校での卒業は3月であり、それまでの期間についてはあくまで研修生なので、当該事業所の社員ではない。昭和50年代のことであるので具体的な資料は無く、断言できないが、現在であれば、研修生の給与は社員としてではなく研修生としての給与であり、研修生が厚生年金保険及び雇用保険に加入することは考えられない。」と回答している。

さらに、申立期間当時、A社においてアルバイトとして勤務していたとする者は、「申立人はアルバイトとして勤務しており、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿において、当該同僚が同じくアルバイトとして名前を挙げている当該同僚を含む3人について、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

加えて、適用事業所名簿から、A社は、申立期間中の昭和52年2月12日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、B社は、同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっていることが確認できることから、申立期間のうち、同年2月12日から同年6月30日までの期間において、両事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが認められる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しており、事務担当者も特定できない上、C社は、「申立期間中の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は不明である。」と回答しており、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間始期である昭和50年10月1日から同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった52年2月12日までの期間において、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年ごろから35年3月1日まで

A社に勤務していた昭和33年ごろから35年3月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったが、私の友人と一緒に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人及び事業主の名前を記憶しており、上記被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当該同僚とは別の一人が、申立人が勤務していたと供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、法人登記の記録によれば、A社の会社設立は昭和32年10月6日であることが確認できるが、適用事業所名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、35年11月1日であり、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、上記の同僚二人はいずれも昭和35年11月1日以前から勤務していると供述しているものの、同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、当時の事務担当者も不明なため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申

立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から43年7月7日まで

昭和40年4月1日から43年7月7日までの期間において、A社で印刷業務に従事していた。その間において、複数回にわたり病院で受診し、健康保険被保険者証を使用したことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で、同じ印刷業務で勤務していたとする同僚3人の名前を記憶しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、その全員について、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、上記の同僚3人について、「私が入社した時には全員が既に勤務しており、私が退職した時にもまだ全員が勤務していた。」と供述しているところ、当該同僚のうち一人は昭和41年8月ごろ勤務を開始したと供述していることなどから判断すると、申立人の入社時期は同年8月以降であると推認できる。

また、申立人は、「私は、申立期間においてB市で勤務しており、勤務場所が移転したことは無かった。」と供述しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和41年8月15日と記録されている上記の同僚は、「勤務先は、最初はB市だったが、途中でC郡D町に移転した。移転は昭和42年ごろだったと思う。」と供述し、前述の被保険者名簿において、昭和42年9月8日に厚生年金被保険者被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚の一人は、「私はC郡D町で勤務しており、B市では勤務していな

い。申立人のことは全く知らない。」と供述していることから判断すると、申立人の退職時期は同年9月以前であると推認できる。

さらに、申立人、並びに前述の被保険者名簿において厚生年金保険被保険者の資格をそれぞれ昭和40年6月及び41年8月に取得していることが確認できる同僚二人が、自身よりも早く入社していたと供述している別の同僚は、前述の被保険者名簿において被保険者の資格を42年5月に取得していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡し、事務担当者も特定できない。

さらに、法人登記の記録から、A社は法人として現存することが確認できるところ、同社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

加えて、オンライン記録及びB市E区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立期間のうち、昭和40年4月から同年11月までの期間は国民年金保険料納付の免除期間と記録されていることが確認できるとともに、上記国民年金被保険者名簿には、申立人は申立期間途中の42年10月1日に国民健康保険に加入している旨記載されていることが確認できる。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 30 日から 39 年 1 月 30 日まで  
② 昭和 52 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間について、船員保険の被保険者記録が無いとされているが、死亡した私の夫はA社において継続して勤務しており、私の夫が保管していた資料からも、同社における船員保険被保険者資格の喪失日が間違っていると思われるので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管していた船員手帳から、雇止年月日は「昭和 38 年 11 月 27 日」、雇止理由は「病気のため」と記載されていることが確認でき、申立期間①において申立人が病気により下船していたことがうかがえる。

また、申立人が保管する「昭和 52 年 9 月 26 日国の所管機関担当課船保資格係調べ」により、船員保険被保険者資格の喪失日は昭和 38 年 11 月 30 日と記載されていることが確認でき、この記録は、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿の船員保険被保険者記録と一致する。

さらに、A社は、申立人の申立期間①に係る人事記録を保管していないものの、船員手帳の記載内容から、申立期間①において、申立人は船員保険の被保険者ではなかったと推測される旨回答している。

2 申立期間②について、申立人が保管していた船員手帳から、雇止年月日は

「昭和 52 年 9 月 23 日」、備考欄には「社命下船、船内雇止」と記載されていることが確認でき、申立期間②において申立人が下船していたことがうかがえる上、A社が保有する申立人に係る「船員履歴カード」により、申立人は、昭和 52 年 9 月 29 日に定年退職していると記載されていることが確認でき、申立期間②において申立事業所に勤務していなかったことがうかがえる。

なお、申立人の妻は、申立人が所持していた資料から、A社における船員保険被保険者資格の喪失日が間違っていると思われる旨主張しているが、同社は、申立人が保管する前述の「昭和 52 年 9 月 26 日国の所管機関担当課船保資格係調べ」について、申立人が同社を退職する前に試算して作成したものであるため、当該資料に記載された船員保険被保険者資格の喪失日である昭和 52 年 10 月 1 日の前日が実際の退職日と必ずしも一致するものではなく、申立人の実際の退職日は前述の「船員履歴カード」に記載された日付である旨回答している。

- 3 申立期間について、A社は、申立人に係る船員保険料の控除について、関連資料を保管しておらず不明である旨回答しており、船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月13日から同年10月15日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間はA社に勤務していたが、同社の経営状況が悪化していたころ、別の事業所から転職の誘いがあり、転職する前日の昭和39年10月14日にA社の総務担当者から給与明細書及び現金を手渡された記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認められないとの通知を受け取ったが、同通知に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 適用事業所名簿からA社は既に昭和39年9月13日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、同日付けで申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できること、ii) 商業法人登記簿謄本により、同社は44年1月31日に破産手続の終結決定を受けていることが確認でき、申立人の申立内容を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月11日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和39年10月14日にA社から支給された給与から、厚生年金保険料が控除されていたはずであり、上記通知には納得できないとして

再申立てを行っているが、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料及び事情が得られない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を再度確認したものの、当該被保険者名簿に不自然な遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理等の形跡は見当たらない上、当該被保険者名簿により申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚に照会したものの、申立人の退職日を特定することができず、申立人に係る申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。